

3. 統計用語の解説

[力行]
海面漁業

海面において販売を目的として水産動植物を採捕する事業

海面養殖業

海面、陸上で海水を用いて水産動植物を集約的に育成、販売する事業

家計費充足率

家計費充足率＝農業所得÷家計費×100

基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間の普段の状況が仕事が主の者

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事が主		
普段の主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C</div>		A		
	主に家事や育児					
	その他					B

A：農業従事者、B：農業就業人口、C：基幹的農業従事者

兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家

個人経営体

農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者（1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）を除く）

[サ行]

自給的農家

経営耕地面積30a未満で農産物販売金額が50万円未満の農家

主業農家

農業所得が農外所得（注）より多い農家で、65歳未満の農業従事者（年間の自営農業投下労働日数が60日以上）の者がいる農家。
なお、内訳として65歳未満の農業専従者（自営農業従事150日以上）がいる農家の結果を表示

準主業農家

農外所得が農業所得より多い農家で、65歳未満の農業従事者がいる農家

（注）農外所得には、農業経営関与者以外の分を含まない

水産加工業

水産動植物を主な原料とし、食料、飼料、肥料などを生産する事業

生産農業所得	<p>生産農業所得＝農業産出額×生産農業所得率＋水田営農活性化助成補助金＋水田飼料作物振興事業助成金</p> <p>ただし、生産農業所得率は、</p> $\text{生産農業所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{物的経費（減価償却費・間接税を含む）} + \text{経営補助金}}{\text{農業粗収益}}$ <p>耕地 10a 当たり生産農業所得＝生産農業所得÷耕地面積×100</p> <p>基幹的農業従事者 1 人当たり生産農業所得＝生産農業所得÷基幹的農業従事者</p>
専業農家	世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家
[夕行]	
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家
[ナ行]	
農家	経営耕地が 10a 以上又は過去 1 年の農産物販売総額が 15 万円以上（例外規定農家という）の農業を継続的に行なっている世帯
農家所得	農家所得＝農業所得＋農外所得
農外所得	農外所得＝農外収入－農外支出
農業依存度	農業依存度＝農業所得÷農家所得×100
農業経営関与者	農業経営主夫婦及び年間 60 日以上当該農家の農業に従事する世帯員である家族 ただし、15 歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が 60 日以上であっても、農業経営関与者とはしない。
農業経営体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が 30 a 以上、(2)農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜 15 a、施設野菜 350 m ² 、搾乳牛 1 頭等）、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者
農業産出額	<p>農業産出額＝Σ（品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格）</p> <p>ただし、品目別生産量は、収穫量から再び農業に投入された種子・飼料等を控除した数量である。</p> <p>なお、加工農産物の産出額は、加工のために投入された種子・飼料等を控除して計上した。</p> <p>(注)従来、「農業粗生産額」という名称が使用されていたが、13 年数値の発表から「農業産出額」に名称が変更されました。</p>
農業就業人口	自営農業従事者のうち、農業のみに従事した者と農業とその他の仕事に従事したが農業が主である者（基幹的農業従事者「世帯員の就業状態区分」参照）
農業従事者	満 15 歳以上の世帯員のうち、過去 1 年間に農業に従事した者
農業純生産	「付加価値額」参照
農業所得	農業所得＝農業粗収益－農業経営費
農業所得率	農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100

農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業振興を図ることが相当であると認められる地域
農業専従者	自家農業従事が過去1年間に150日以上の方
農業粗生産額	「農業産出額」参照
農業地域類型	下記参照
農用地区域面積の設定率	農用地区域面積の設定率＝農用地区域内現況農用地面積÷農業振興地域内現況農用地面積×100
[ハ行]	
販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売額50万円以上の農家
副業的農家	65歳未満の農業就業者がいない農家
付加価値額	付加価値額＝農業粗収益－（農業経営費－雇用労賃－支払小作料－農業経営に係る負債利子） 経営耕地10a当たり付加価値額＝付加価値額÷経営耕地面積（a）×10 農業労働10時間当たり付加価値額＝付加価値額÷自営農業労働時間×10 （注）「農業純生産」は平成16年から「付加価値額」に名称が変更された。
ほ場整備率	ほ場整備率＝累積ほ場整備面積÷農業振興地域内農用地区域の現況水田面積×100

<農業地域類型>

○農業地域類型別基準指標

農業地域類型	基準指標	市町
都市的地域	○可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の市町村 ○可住地に占める宅地率等が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし林野率80%以上のものは除く。	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町、琴平町、多度津町
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積が10%未満の市町村。	三豊市
中間農業地域	○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間地域」以外の市町村。 ○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「山間地域」以外の市町村。	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、まんのう町
山間農業地域	○林野率が80%以上かつ耕地率10%未満の市町村	—

- (注) 1. 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
2. DID〔人口集中地区〕とは、人口密度4,000人/k㎡以上国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて5,000人以上を有する地区をいう。
3. 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。